

## 市 有 財 産 有 償 貸 付 契 約 書 (案)

貸付人 佐野市（以下「甲」という。）と借受人 ○○○○○（以下「乙」という。）とは、飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置について、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第 1 条 甲乙双方は、常に信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（貸付財産）

第 2 条 貸付財産は、次のとおりとする。

| 所 在 地                    | 施設名称              | 貸付箇所          | 台数  | 貸付面積                 |
|--------------------------|-------------------|---------------|-----|----------------------|
| 佐野市葛生東<br>1 丁目 1 1 番 8 号 | 佐野市役所<br>葛生行政センター | 1 箇所<br>(ホール) | 1 台 | 2 . 0 m <sup>2</sup> |

（使用目的等）

第 3 条 乙は、甲が公募した際の条件を遵守するとともに、貸付財産を、自販機設置のための用途に供さなければならない。

（貸付期間）

第 4 条 貸付期間は、令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日までとする。

2 本契約は、前項に定める貸付期間が満了したときに終了するものとし、契約の更新は行わないものとする。

（貸付料）

第 5 条 貸付料は、毎月の売上金額（税抜）に提案貸付料率○○. ○%を乗じたものに別途消費税及び地方消費税相当額を加算した価格とする。

2 前項の貸付料で、貸付期間が 1 月未満の場合においても同様とする。

3 1 円未満は切捨てとする。

（貸付料の支払い）

第 6 条 乙は、前項の貸付料を、甲の発行する納入通知書により、納入通知書に定める日までに、甲に納付するものとする。

（費用負担）

第 7 条 自販機の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、乙の負担とする。

（電気料の支払い）

第 8 条 乙は、本契約に基づき設置した自販機に電気の使用量を計る子メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の前月電気使用料の単価に基づき、当該月の子メーターの表示する使用量により、自販機の使用料を計算し、速やかに乙に納入通

知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに、甲に電気料を支払わなければならない。

4 1円未満は切捨てとする。

(遅延利息)

第9条 乙は、第6条に定める納付期限までに貸付料を納付しないとき又は前条第3項に定める納付期限までに電気料を納付しないときは、納付期限の翌日から遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を乗じて計算した額を、延滞金として甲に納入しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を甲は徴収しないこととする。

(遵守事項)

第10条 乙は、貸付財産を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 貸付財産を転貸しないこと。

(2) 賃借権を譲渡しないこと。

(3) 貸付財産の原状を変更してはならない。

(4) 貸付財産の使用目的を変更しないこと。

(使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理)

第11条 乙は、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理について、次の点に留意して行わなければならない。

(1) 使用済み容器の回収ボックスはプラスチック製又は金属製とし、導入機種に対応したものを設置すること。

(2) 回収ボックスからの使用済み容器の回収及び処理は、乙の責任においてこれを行う。

(通知義務等)

第12条 乙は、貸付財産の全部又は一部が滅失又は毀損したときは、ただちに甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、乙の責に帰する事由により貸付財産を滅失又は毀損した場合において甲が要求するときは、速やかに自己の負担において原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 乙は、乙の責に帰する事由により、貸付財産の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による当該財産の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第18条の規定により当該財産を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項における場合のほか、乙は本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(第三者への損害の賠償義務)

第14条 乙は、貸付財産を指定用途に供したことにより第三者に損害を与えたときは、甲の責に帰すべき事由によるものを除き、その賠償の責を負うものとする。

2 甲が、乙に代わって前項の賠償の責を果たした場合には、甲は、乙に対して求償することが出来るものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第15条 甲は、設置された自販機、回収ボックス、当該自販機で販売する商品若しくは当該自販機内の売上金又は釣銭の盗難又は毀損について、甲の責に帰することが明らかな場合を除き、その責を負わない。

(売上報告)

第16条 乙は、本件賃貸借に係る自販機の売上状況を、翌月10日までに、甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 甲が公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

2 甲は、乙に次の各号のいずれかに該当する行為又は事実があった場合、乙に対し催告その他何らの手続を要することなく、直ちに本契約を解除することが出来る。

(1) 貸付料その他債務の支払を納入期限後2か月以上怠ったとき

(2) 銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続きの開始の決定があったとき。

(3) 甲の書面による承諾なく、乙が2か月以上貸付物件を使用しないとき。

- (4) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (5) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めるとき。
- (6) 資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態となったと認めたとき。
- (7) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続しがたいと認めたとき。

(原状回復)

第18条 乙は、貸付期間が満了又は甲が前項の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付財産を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要があると認めるときは、この限りではない。

(有益費等の請求権の放棄)

第19条 乙は、貸付期間が満了した場合又は第17条の規定により本契約を解除した場合において、貸付期間に投じた改良費等の有益費、修繕等の必要経費及びその他の費用があっても、これを甲に請求できないものとする。

(管理者の責任義務)

第20条 乙は、設置した自販機の衛生管理及び商品の販売、故障及び苦情に関し、甲及び第三者に対して、管理者の責任義務を負わなければならない。

(契約の費用)

第21条 本契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 本契約に関し疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとし、協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

上記契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和      年      月      日

貸付人      甲      栃木県佐野市高砂町 1 番地  
佐野市  
市長   金   子      裕      ⑩

借受人      乙      住所  
氏名      ⑩